

第一章	總則（第一條—第三條）
第二章	児童手当の支給（第四条—第十七条）
第三章	費用（第十八条—第十九条の二）
第四章	雜則（第二十条—第三十一条）

第一章 緒言

卷一

する子どもへの育ての支援の適切な実施を図るために、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

第二条 児童手当の支給を受けた者は、児童手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

第三条 この法律において「児童」とは十八歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

2 この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

3 この法律において「施設入所児童」とは、次に掲げる児童をいう。

（一）法律上、召引によって第三十日まで同一の施設に入所する児童

二 児童福祉法（昭和二十一年法律第六百六十四号）第三十三条の六第一項の規定により同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（以下「児童自立生活援助事業」という。）を行ふ者から同項に規定する児童自立生活援助（二月以内で内閣府令で定める期間以内のものを除く。以下「児童自立生活援助」という。）を受けている児童

居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法第六条の四に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている児童（内閣府令で定める短期間の委託をされている者を除く。）

下「母子生活支援施設」という。)に入所し、同法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第二十七条第二項の規定により同法第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関(次条第一項第四号において「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院(同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、当該母子生活支援施設に入所しているものにあつては児童のみで構成する世帯に属しているものに限る。)。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介

第四条 児童手当は、次の各号に定める額を以て支給する。
一 一歳未満の子供の手当額

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの
- 二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）
- 三 父母等又は父母指定者のハザレにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

三 父母等又は父母指定者のいすれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

四 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「躉

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

四 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、ぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者

前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該同一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居してい

し、施設等受給資格者が児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあつては児童自立生活援助を行う場所又は小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合にあつては当該障害児入所施設等の所在地とする。次条第三項において同じ。)を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、前二項と同様とする。

(支給及び支払)
第八条 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者(以下「受給資格者」という。)に対し、児童手当を支給する。

2 児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

4 児童手当は、毎年一月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。
(児童手当の額の改定)

第九条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

第十一条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第二十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十二条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第二十六条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができ。(未支払の児童手当)

2 施設入所等児童が第三条第三項各号に掲げる児童に該当しなくなつた場合において、当該施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行つて施設等受給資格者、当該施設入所等児童が委託されていた施設等受給資格者又は当該施設入所等児童が入所若しくは入院をしていった障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき児童手当(当該施設入所等児童であつた者に係る部分に限る。)で、まだその者に支払つてないかつたものがあるときは、当該施設入所等児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができるのである。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該児童手当の支給があつたものとみなす。
(支払の調整)

第十三条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができるのである。

る。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第十五条 児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。(不正利得の徴収)

第十六条 租税その他の公課は、児童手当として支給を受けた金額を標準として、課することができない。

第十七条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合においては、第七条第一項中「住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合は、主たる事務所の所在地とする。)」の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)とあり、第八条第一項及び第十四条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

2 (公務員に関する特例)
第一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他の政令で定める国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)第二条第四項に規定する行政執行法人に勤務する者を除く。)

2 第七条第三項の規定は、前項の規定によって読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定を受けた者を異にすることとなつた場合について準用する。

3 第二項の規定によつて読み替えられる第七条第一項の認定を受けた者については、第八条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定を受けた者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定によって読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定を受けた者を異にすることとなつた場合について準用する。

3 第二項の規定によつて読み替えられる第七条第一項の認定を受けた者については、第八条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定を受けた者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

2 (児童手当に要する費用の負担)
第十八条 被用者(子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者が保険料を負担し、又は納付する義務を負う被保険者であつて公務員でない者をいう。以下同じ。)に対する三歳未満児童手当(児童手当のうち、第六条第二項第五号に規定する三歳未満支給対象児童若しくは同項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定を受けた者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。)

2 被用者等でない者(被用者又は公務員(施設等受給資格者である公務員を除く。)でない者をいう。以下同じ。)に対する三歳未満児童手当の支給に要する費用は、その十五分の十三に相当する額につき次条第二項の規定による国からの交付金を、十五分の一に相当する額につき第十九

入所等児童に対し児童手当を支払うこととする。この場合において、当該施設等受給資格者は、内閣府令で定めるところにより、当該施設入所等児童が児童手当として支払を受けた現金を保管することができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該児童手当の支給があつたものとみなす。

(時効)

第二十三条 児童手当の支給を受ける権利及び第十四条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 児童手当の支給についての審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関する時は、裁判上の請求とみなす。

第二十四条 第一項の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、時効の更新の効力を有する。

(期間の計算)

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法(明治二十九年法律第八十九号)の期間に関する規定を準用する。

第二十五条 第一項の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、時効の更新の効力を有する。

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者(個人である場合に限る)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者(個人である場合に限る)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第十七条第一項の規定によって読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ)に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

(調査)

第二十七条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第二十八条 市町村長は、児童手当の支給に関する処分に關し必要があると認めるときは、官公署(資料の提供等)に對し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係者に對し、必要な事項の報告を求めることができる。

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者は、内閣府令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、内閣総理大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行なうために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の区分)

第二十九条の二 この法律(第二十条から第二十二条の二まで及び第二十九条を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十七条第一項の規定により読み替えられた第七

されていする事務を含む。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(実施命令)

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

(罰則)

第三十一条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

附 則

第一条 この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、第十八条第四項の規定は昭和四十六年七月一日から、附則第三条第一項及び附則第九条の規定は公布の日から施行する。

第二条 令和六年度における第十九条の規定について、同条第一項中「第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)」とあるのは、「第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債(以下この条において「子ども・子育て支援特例公債」という。)」の発行収入金」と、同条第二項中「子ども・子育て支援納付金」とあるのは、「子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

2 令和七年度における第十九条の規定の適用については、同条第一項中「第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)」とあるのは、「第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債(以下この条において「子ども・子育て支援特例公債」という。)」の発行収入金」と、同条第二項中「子ども・子育て支援納付金」とあるのは、「子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」と、同条第三項中「に相当する額は国庫が負担し、当該費用の三分の一に相当する額は子ども・子育て支援納付金」とあるのは、「以上九分の七以内で政令で定める割合に相当する額は国庫が負担し、その残余の額は子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

3 令和八年度から令和十年度までにおける第十九条の規定の適用については、同条第一項中「い」とあるのは、「(以下この条において「子ども・子育て支援特例公債」という。)の発行収入金」と、同条第二項中「子ども・子育て支援納付金」とあるのは、「子ども・子育て支援納付金」とあるのは、「以上九分の七以内で政令で定める割合に相当する額は国庫が負担し、その残余の額は子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

第二条 (施行期日)
附 則 (昭和四九年六月二二日法律第八十九号) 抄
 第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、附則第四条第二項の規定は公布の日から、第一条及び附則第二条の規定は同年十月一日から施行する。
 (児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。

<p>(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第四条 昭和五十年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (昭和五十三年五月一六日法律第四六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律の規定は、次の各号に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一条 及び第五条の規定並びに第八条中児童手当法第二十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十三条の規定 公布の日 二から四まで 略</p> <p>五 第八条中児童手当法第六条第一項の改正規定及び附則第九条の規定 (児童手当法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第九条 昭和五十三年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (昭和五四年五月二九日法律第三六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律の規定は、次の各号に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第七条 昭和五十四年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。</p> <p>一から三まで 略</p> <p>四 第八条及び附則第七条の規定 昭和五十四年十月一日 (児童手当法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第一条 この法律の規定は、昭和五十六年四月一日から施行する。</p> <p>第七条 昭和五十四年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。</p> <p>一から三まで 略</p> <p>四 第八条及び附則第七条の規定 昭和五六年五月二五日法律第五〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五十六年八月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第六条の規定は、同年十月一日から施行する。</p> <p>第六条 昭和五十六年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。</p> <p>(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第一条 この法律は、施行日の前日において、旧公社の総裁又はその委任を受けた者がした第四十条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号。以下この条において「行革関連特例法」という。)の規定による改正後の児童手当法第七条第一項の規定による認定を受けている者)が、施行日において児童手当又は行革関連特例法第十一条第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において第三十七条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項(行革関連特例法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、昭和六十年四月から始める。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第二十八条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>附 則 (昭和六〇年五月一日法律第三四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和六一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>附 則 (昭和六〇年六月二十五日法律第七四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和六一年六月一日から施行する。ただし、附則第四条から第六条までの改正規定並びに附則第四条(第三項を除く。)及び第五条(附則第四条第三項の規定を準用する部分を除く。)の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(支給要件等に関する暫定措置)</p> <p>第二条 昭和六十一年六月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間においては、改正後の児童手当法(以下「新法」という。)第四条第一項第一号中「義務教育就学前の児童を含む二人以上の児童」とあるのは、「昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童を含む二人以上の児童又は義務教育終了前の児童(十五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いだ中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学校部に在学する児童を含む。以下同じ。)を含む三人以上の児童」と、新法第六条第一項第一号及び第二号中「義務教育就学前の児童」とあるのは、「昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童」と、同項第三号中「義務教育就学前の児童の数」とあるのは、「義務教育終了前の児童の数(当該支給要件児童のすべてが義務教育終了前の児童である場合は、当該義務教育終了前の児童の数より二を減じた数とし、当該支給要件児童のうちには義務教育終了前の児童でない児童が一人いる場合は、当該義務教育終了前の児童の数より一を減じた数とする。」)とする。</p>

第八条第二項(行革関連特例法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかるらず、昭和六十年四月から始める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとする事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和五九年一二月二十五日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第二十八条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (昭和六〇年五月一日法律第三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(政令への委任)

第二十八条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (昭和六〇年六月二十五日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六一年六月一日から施行する。ただし、附則第四条から第六条までの改正規定並びに附則第四条(第三項を除く。)及び第五条(附則第四条第三項の規定を準用する部分を除く。)の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

月二日以後に生まれた児童の数を乗じて得た額から」と、「三歳以上の児童が二人以上いる場合」とあるのは「平成三年一月一日以前に生まれた児童が二人以上いる場合（当該支給要件児童のすべてが平成三年一月一日以前に生まれた児童である場合を含む。）」と、「のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額」とあるのは「のうち五歳に満たない児童の数を乗じて得た額（当該支給要件児童のすべてが五歳に満たない児童である場合は、一万円に当該五歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額とし、当該支給要件児童のうちに五歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から五年を経過した児童とする。）が一人いる場合は、一万円に当該支給要件児童のうち五歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額とする。）とする。

第二 平成五年一月一日から同年十二月三十一日までの間においては、新法附則第六条第一項中「第四条」とあるのは「児童手当法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十四号。以下「法律第五十四号」という。）附則第一条第二項の規定により読み替えられた第四条」と、同条第二項中「第五条から第十七条まで」とあるのは「第五条、法律第五十四号附則第二条第二項の規定により読み替えられた第六条、第七条から第十七条まで」とする。

るものとする。
（罰則の適用に関する経過措置）
第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)
第八条 児童手当法による児童手当制度については、児童手当制度の目的を踏まえ、この法律の施行後における児童手当制度の実施状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用負担の在り方を含め、その全般に關して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

施行期日
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

による児童手当及び同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給の制限については、この法律による改正後の児童手当法（以下「新法」という。）第三条

(児童手当の額に関する経過措置)
第三条 平成三年十一月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。
(平成二年三月一日以後の月分)

第四条 平成四年一月一日において児童手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該児童手当について新法第七条第一項（新法第十七條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による

2 認定の請求の手続をとることができる。
前項の手続をとつた者が、平成四年一月一日において、児童手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する児童手当の支給は、新法第八条第二項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 平成四年一月一日において現に児童手当の支給要件に該当している者（平成三年十二月三十一日において改正前の児童手当法第四条に規定する要件に該当していた者を除く。）が、平成四年一月三十一日までの間に新法第七条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、新法第八条第二項の規定にかかわらず、同月から始める。

「第四条」とあるのは、「児童手当法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十四号。以下「法律第五十四号」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えた第四条」と、同条第二項中「第五条から第十七条まで」とあるのは、「第五条、法律第五十四号附則第二条第一項の規定により読み替えられた第六条、第七条から第十七条まで」とする。

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則　この法律は平成九年四月一日から施行する。

卷之三

卷之三

この法律は、平成十年一月一日から施行する

卷之二十一

規則に関する経過措置)

第七十四条 二つ去事の延丁前こ二丁急て付する罰則の適用については、なる延前の列による。

条件として、当該給付について同条第四項において準用する新法第七条第一項（新法第十七条第一項）において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認定の請求の手続をとることができる。

2 前項の手続をとった者が、平成十二年六月一日において、新法附則第七条第一項の給付の支給を同条第四項において準用する要件に該当しているときは、その者に対する同項の給付の支給は、同条第四項において準用する新法第八条第二項の規定にかかるらず、同月から始める。

3 次の各号に掲げる者が、平成十二年九月三十日までの間に新法附則第七条第四項において準用する新法第七条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新法附則第七条第一項の給付の支給は、同条第四項において準用する新法第八条第二項の規定にかかるらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 平成十二年六月一日において現に新法附則第七条第一項の給付の支給要件に該当している一項の給付の支給は、同条第四項において準用する新法第八条第二項の規定にかかるらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

二 平成十二年六月一日から同年九月三十日までの間に新法附則第七条第一項の給付の支給要件に該当するに至つた者 その者が同項の給付の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

第三条 前条の規定は、新法附則第八条第一項の給付に係る認定の申請及び支給について準用する。この場合において、前条中「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と、「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と読み替えるものとする。

附 则（平成一三年七月四日法律第一〇一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 则（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十一条、第三十二条及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 施行日の前日において総務省の職員である者のうち、施行日において引き続き公社の職員となつたものであつて、施行日の前日において総務大臣又はその委任を受けた者から第百五十四条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は特例給付等の支給を受けるに当たつては、公的年金制度の一元化を展望し、第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関する規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなす。この場合における行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十五年四月から始める。

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。（施行期日）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 则（平成一六年三月三一日法律第二二一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。（経過措置）

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十六年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十六年度以降の年度に行われる第三条の規定による改正前の児童扶養手当法第二十二条の二の規定に基づく交付金の交付については、なお従前の例による。

附 则（平成一六年六月一一日法律第一〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第八条、第十五条、第二十二条、第二十八条、第三十二条、第三十六条、第三十九条、第四十二条、第四十四条の一、第四十九条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第四条、第十七条から第二十四条まで、第三十四条から第三十八条まで、第五十七条、第五十八条及び第六十条から第六十四条までの規定 平成十七年四月一日（検討）

第三条 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一體的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。（その他の経過措置の政令への委任）

第七十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日等）

附 则（平成一六年六月一八日法律第一〇八号）

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の児童手当法（以下「新法」という。）附則第七条第一項及び第四項並びに第八条第四項の規定は、平成十六年四月一日から適用する。（支給及び額の改定に関する経過措置）

第二条 次の各号に掲げる者が、平成十六年九月三十日までの間に新法附則第七条第四項において準用する新法第七条第一項（新法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新法附則第七条第一項の給付の支給は、同条第四項において準用する新法第八条第二項の規定にかかるらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 平成十六年四月一日において新法附則第七条第一項の給付の支給要件に該当している者であつて、同日において、その者が養育する同項第一号イに規定する三歳以上小学校第三学年修了前の児童（以下「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」という。）のすべてが、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過し、九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（以下「小学校就学後第二学年修了前の児童」という。）であるもの。

二 平成十六年四月一日から同年九月三十日までの間に新法附則第七条第一項の給付の支給要件に該当するに至った者であつて、当該支給要件に該当するに至った日ににおいて、その者が養育する三歳以上小学校第三学年修了前の児童のすべてが小学校就学後第三学年修了前の児童であるもの。その者が同項の給付の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月。

2 次の各号に掲げる者が、平成十六年九月三十日までの間に新法附則第七条第四項において準用する新法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新法附則第七条第四項において準用する新法第九条第一項の規定にかかわらず、同一項の給付の額の改定は、同条第四項において準用する新法第九条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

第三条 前条の規定は、新法附則第八条第一項の給付に係る支給及び額の改定について準用する。この場合において、前条第一項中「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と、「同項第一号イ」とあるのは「新法附則第七条第一項第一号イ」と、前条第二項中「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と読み替えるものとする。

附 則（平成一六年六月一八日法律第二二六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 附則第四十一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附 則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二百七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第二百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年三月三一日法律第二〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

（児童手当の支給及び額の改定に関する経過措置）

第三条 次の各号に掲げる者が、平成十八年九月三十日までの間に第一条の規定による改正後の児童手当法（以下「新児童手当法」という。）附則第七条第四項において準用する新児童手当法第七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新児童手当法附則第七条第一項の給付の支給は、同条第四項において準用する新児童手当法第八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において現に新児童手当法附則第七条第一項の給付の支給要件に該当している者であつて、施行日において、その者が養育する同項第一号イに規定する三歳以上小学校修了前の児童（以下「三歳以上小学校修了前の児童」という。）のすべてが、九歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過し、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（以下「小学校第三学年修了後小学校修了前の児童」という。）であるもの。施行日の属する月

2 二 施行日から平成十八年九月三十日までの間に新児童手当法附則第七条第一項の給付の支給要件に該当するに至った者であつて、当該支給要件に該当するに至った日において、その者が養育する三歳以上小学校修了前の児童のすべてが小学校第三学年修了後小学校修了前の児童であるもの。その者が同項の給付の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

一 施行日において現に小学校第三学年修了後小学校修了前の児童を養育していることにより新児童手当法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至った者。施行日の属する月

二 施行日から平成十八年九月三十日までの間に小学校第三学年修了後小学校修了前の児童を養育することとなつたことにより新児童手当法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至った者。当該小学校第三学年修了後小学校修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

第四条 前条の規定は、新児童手当法附則第八条第一項の給付に係る支給及び額の改定について準用する。この場合において、前条第一項中「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と、「同項第一号イ」とあるのは「新児童手当法附則第七条第一項第一号イ」と、同条第二項中「附則第七条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と読み替えるものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

附 則（平成一九年三月三一日法律第二三号）抄

2 前項の規定により児童手当の支給認定があつたものとみなされた者以外の者であつて、施行日の前日において第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第七条（旧児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合並びに旧児童手当法附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する旧児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けているものが、施行日において児童手当の支給要件に該当する場合であつて、児童手当の支給を受けようとするときは、児童手当の支給認定の請求をしなければならない。

（附則第三条第一項の規定により児童手当の支給認定があつたものとみなされた者に関する経過措置）

第四条 前条第一項の規定により児童手当の支給認定があつたものとみなされた者に係る第一条の規定による改正後の児童手当法第十八条第六項の規定の適用については、同項中「第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間」とあるのは（児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する月から平成二十四年五月までの間」と、「当該認定の請求をした際」とあるのは「施行日」とする。

（児童手当及び旧特例給付等の支給に関する経過措置）

第五条 平成二十一年三月以前の月分の児童手当並びに旧児童手当法附則第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項の給付（以下「旧特例給付等」という。）の支給については、なお従前の例による。

（児童手当の支給及び額の改定に関する経過措置）

第六条 次の各号に掲げる者が、施行日から平成二十四年九月三十日までの間に第一条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、同法第八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 施行日において第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第四項の規定が適用されるこ

とにより同条第一項第一号に掲げる者に該当している父又は母（施行日の属する月

二 施行日において未成年後見人、父母指定者（第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第一項第二号に規定する父母指定者をいう。以下同じ。）又は同項第四号に掲げる者として中

学校修了前の児童（同法第二十二条の三に規定する中学校修了前の児童をいう。以下この条、次条、附則第十三条及び第十四条において同じ。）を養育していることにより同項第一号、第

三 施行日から平成二十四年五月三十一日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第四項の規定が適用されることにより同条第一項第一号に掲げる者に該当するに至つた父又は母（その者が同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当している者（施行日の属する月

四 施行日から平成二十四年五月三十一日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、未成年後見人、父母指定者又は第一

条の規定による改正後の児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することにより児童手当の額が増額することとなるに至つたもの（その者が当該中学校修了前の児童と同居することとなつた日の属する月の翌月

二 施行日から平成二十四年五月三十一日までの間に未成年後見人、父母指定者又は第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたことにより児童手当の額が増額することとなるに至つた者（その者が当該中学校修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

（児童手当及び旧特例給付等に要する費用の負担に関する経過措置）

第八条 平成二十一年三月以前の月分の児童手当及び旧特例給付等に要する費用については、なお従前の例による。

（拠出金の徴収に関する経過措置）

第九条 平成二十一年三月以前の月分の児童手当及び旧児童手当法附則第六条第一項の給付並びに平成二十一年度以前の年度の児童育成事業（旧児童手当法第二十九条の二に規定する児童育成事業をいう。）に係る拠出金の徴収については、なお従前の例による。

第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充當額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充當額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・三を標準として」とする。

二 平成二十五年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充當額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充當額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充當額相当率を標準として」とする。

三 平成十六年度から平成二十八年度又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日の前日の属する年度のいずれか早い年度までの各年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度以前五年度」とあるのは、「平成二十四年度以降」とする。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に関する経過措置）

第十二条 平成二十二年四月から平成二十三年九月までの月分の子ども手当について平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条の規定を適用する場合においては、旧児童手当法の規定（旧児童手当法の規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に関する経過措置）

第十三条 平成二十三年十月から平成二十四年三月までの月分の子ども手当について平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条の規定を適用する場合においては、旧児童手当法の規定（旧児童手当法の規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。

（児童手当及び新特例給付の支給及び額の改定に関する経過措置）

第十四条 平成二十三年九月三十日までの間に第一条の規定による改正後の児童手当法第一項第一号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することにより同項第一号に掲げる者に該当するに至つた父又は母（その者が当該中学校修了前の児童と同居することとなつた日の属する月の翌月

一 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、新児童手当法第四条第四項の規定が適用されることにより同条第一項第一号に掲げる者に該当するに至つた父又は母（その者が同号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

二 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、未成年後見人、父母指定者又は第一中学校修了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、施行の翌月

新児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたことにより同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至つた者 その者が同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

当法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の額の改定は、同項の規定にかかるらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に当該中学校修了前の児童と同居することとなつたことにより児童手当の額が増額することとなるに至つたもの。その者が当該中学校修了前の児童と同居することになつて該月の翌月

二 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に未成年後見人、父母指定者又は新児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたことにより重複する額が負担される場合、当該児童の扶養親権者又は扶養親権者と同一の親権者が負担する月の翌月

により児童手当の額が増額することとなるに至った者　その者が当該中学校修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

年六月一日から同年十一月三十日までの間に新児童手当法第七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、新児童手当法第八条第二項の規定にかかわらず、それ

それ当該各号に定める月から始める。

一十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母であつて、平成二十四年六月一日において現にその子である中学校修了前の児童（新児童手当法第四条第一項

第一号イに規定する中学校修了前の児童をいう。以下この条及び次条において同じ。)と障害者支援施設等(新児童手当法第三条第三項第三号に規定する障害者支援施設若しくはのぞみの園又は同項第四号に規定する改善施設、更生施設等しくは品人保護施設をいう。以下この条及び

二 平成二十四年六月一日において指定医療機関（新児童手当法第三条第三項第二号に規定する指定医療機関をいう。以下この条及び次条において同じ。）の設置者として現に中学校修了前との施設入所等児童（新児童手当法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児

三　十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母であつて、平成童をいう。以下この条及び次条において同じ。)を養育していることにより児童手当の支給要件(新児童手当法第四条第一項第四号に係るものに限る。)に該当している者 同月

二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間にその子である中学校修了前の児童と障害者支援施設等に入所することとなつたことにより児童手当の支給要件（新児童手当法第四条第一項第一号に係るものに限る。）に該当するに至つたもの、その者が当該支給要件に該当するに

四 至つた日の属する月の翌月
平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するこ至つた日において、指定医療機関の設置者として

中学校修了前の施設入所等児童を養育することとなつたことにより新児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者に該当するに至つた者　その者が同号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

第十六条 次の各号に掲げる者（附則第十四条の規定の適用を受ける者を除く。）が、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に新児童手当法第九条第一項の規定による認定の請求

をしたときは、その者に対する児童手当の額の改定は、同項の規定にかかるらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

二 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母であつて、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間にその子である中学校修了前の児童と障害者支援施設等に入所することとなつたことにより児童手当の額が増額することとなるに至つたものその者がその子である中学校修了前の児童と当該障害者支援施設等に入所することとなつた

三 平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に指定医療機関の設置者として中学校修了前の施設入所卒兒童を養育することになったことにより兒童手当の額が曾額することとなつた日の属する月の翌月

前二月の訪問へより重ねて教官等の心配がござる。児童三名の容が地獄でござる。この間に至つた者、その者が当該中学校修了前の施設入所等児童を養育することとなつた日の属する月の別月

第十七条 附則第十三条规定から前条まで（附則第十五条第二号及び第四号並びに前条第三号を除く）の規定は、新児童手当法附則第二条第一項の給付に係る支給及び額の改定について準用する。この場合において、附則第十三条中「第七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替

えて適用する場合を含む。) 又は第二項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第七条第一項(新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)」と、「第八条第一項」とあるのは「附則第一条第三項において準用する新児童手当法第八条第一項」とある。

二項」と、附則第十四条中「第九条第一項」及び「同項」とあるのは「附則第一条第三項において準用する新児童手当法第九条第一項」と、附則第十五条中「附則第十三条」とあるのは「附則第十七条において準用する附則第十三条」と、「第七条第一項(新児童手当法第十七条第一項に

第一項において読み替えて適用する場合を含む。」又は第二項」とあるのは「附則第二条第三項において読み替えて適用する場合を含む。」又は第二項」とあるのは「附則第二条第三項において読み替えて適用する新児童手当法第七条第一項(新児童手当法第十一条第七条第一項)において読み替えて適用する

場合を含む」と「第八条第二項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第八条第一項」と、前条中「附則第十四条」とあるのは「附則第十七条において準用する附則第十四条」と、「第九条第一項」及び「同項」とあるのは「附則第二条第三項において準用す

る新児童手当法第九条第一項」と読み替えるものとする。
（罰則に関する経過措置）

合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

（平成二十四年六月二七日法律第五一號）抄
（延丁用一）
附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

附 則（平成二四年八月二一日法律第六二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。
一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日
二 附則三 各

四 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加え

る改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二

項、第九十九条第三項、第一百条の四第一項、第一百条の十第一項第二十九号、第一百三十九条及び第一百四十四条の改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条

「であつて公務員でない者」に改める
險法に基づく保險料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額に改め、「國家公務員共濟組合法第四十二条第十一項に規定する產前產後休業、地方公務員等共濟組合法第一百四十四条の二第二項第五号に規定する產前產後休業若しくは私立學校教職員共濟法第二十二条第十一項に規定する產前產後休業」を削り、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保險法」に、「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徵收しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。

附
則（立成三四四年）用三田法律第三号

小

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二四年八月二三日法律第六三号) 抄
(施行期日)

れぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定 公布の日

第一百二十九条 施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「加入者、組合員又は団体組合員」を
項目中「又は掛金」を削り、「加入者、組合員又は団体組合員」を
「であつて公務員でない者」に改める。
第二十条第一項第一号中「事業主」の下に「(次号から第四号までに掲げるもの
を除く。)」を加える。
第二十一条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛け金の計算
の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保
体組合員」を

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二六日法律第六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第四条、第六条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二三日法律第六七号) 少

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定〔支給機関〕を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第四条中生活保護法第三十条第一項ただし書、第六十二条第一項及び第七十条第一号への改正規定並びに同法附則に一項を加える改正規定並びに第五条の規定（社会福祉法第一百六条の三第一項第三号の改正規定を除く。）並びに附則第五条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十九条から第二十二条までの規定 平成三十二年四月一日
(政令への委任)

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和三年三月三一日法律第八号）抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年五月二十八日法律第五〇号）抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年五月二八日法律第五〇号）抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一日法律第六六号）抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年五月二五日法律第五二号）抄

第一条 この法律は、令和五年五月二五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一五日法律第六六号）抄

第一条 (施行期日) この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月八日法律第一九号）抄

1 (施行期日) この法律は、令和六年四月一日から施行する。
各号に定める日から施行する。

附 則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄

1 (施行期日) この法律は、令和六年六月一二日から施行する。
各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年五月八日法律第一九号）抄

1 (施行期日) この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

附 則（令和六年六月二日法律第四七号）抄

1 (施行期日) この法律は、令和六年十月一日から施行する。
各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一五日法律第六六号）抄

についての児童手当法第八条第一項の規定の適用については、同項中「受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月」とあるのは、「令和六年十月」とする。
 (罰則に関する経過措置)

第四十五条 この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
 (検討)

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。